天栄村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 　天栄村は新エネルギー導入促進の一環として住宅用太陽光発電システムの導入を推進し、新エネルギーに関する村民意識の高揚を図り循環型のまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対する補助金の交付に関して、天栄村補助金等の交付等に関する規則（昭和５９年天栄村規則第４号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（補助金の交付対象）

第２条 　補助金の交付を受けようとする者は、自ら居住する又は居住しようとする村内の住宅に住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置しようとする補助事業者が、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものに対し、交付するものとする。

（１） 住宅の屋根等への設置に適した、低圧又は高圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本工業規格を基準としているが、ＩＥＣ等の国際規格も可とする。）の合計値（kW表示とし、小数点以下３桁未満は四捨五入。）とする。）が１０kW未満の太陽光発電システムであり、電力会社と電力受給契約を締結した者であること。

（２） 対象システムは別表に掲げるものとし、設置に関してこの要綱に違反していないこと。

（３） 未使用であるもの。（中古品は対象外とする。）

（４） その他別に定める要件に適合すること。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、設置する太陽電池の最大出力の値（kW表示とし、小数点以下３桁未満については四捨五入）に３万円を乗じて得た額（１，０００円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）とする。ただし、上限は１２万円とする。

（申請書の様式等）

第４条　補助金の交付申請をしようとする補助事業者は規則第４条の規定により天栄村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第１号）を提出しなければならない。

２　規則第４条第１項第５号で規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

（１）システムの仕様書

（２）システムの設置に要する費用の内訳が記載された書類

（３）システムを設置しようとする場所の工事着手前の写真

（４）補助事業者の村税等完納証明書

（５）その他村長が必要と認める書類

（完了報告）

第５条 　補助事業者は、当該事業が完了したときは速やかに天栄村住宅用太陽光発電システム設置費補助事業完了報告書（様式第５号）を提出しなければならない。

　２　前項の規定にかかわらず、当該事業完了後、速やかに実績報告書を提出する場合は、提出を要しない。

（実績報告）

第６条　補助事業者は規則第１４条の規定により天栄村住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書（様式第６号）を提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず次の書類を添付のうえ、提出しなければならない。

（１）対象システムの設置費にかかる領収書の写し

（２）対象システムの設置状況が確認できる写真

（３）電力会社との電力受給契約書の写し

（４）単線結線図

（５）その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付の請求）

第７条　補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、前条の実績報告に併せて天栄村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書（様式第７号）を村長に提出しなければならない。

（情報の提供）

第８条　村長は、補助金の交付を受けた補助事業者に対し、必要に応じてシステムに関する情報の提供等その他の協力を求めることができる。

（会計帳簿等の整備等）

第９条　補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付要綱に関して必要な事項は別に定める。

附　則

　　　　　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

　　　附　則

　　　　　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

　　　附　則

　　　　　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |
| --- |
| 太陽電池モジュール |
| 架台 |
| 接続箱 |
| 直流側開閉器 |
| インバータ |
| 保護装置 |
| 発生電力量計 |
| 余剰電力販売用電力量計 |
| 配線・配線器具の購入・据付 |
| 工事に関する費用 |